

「Direct Calling for Microsoft Teams」のお試し利用サービスに関する契約約款【現改比較表】

2023年7月14日現在

～2023年7月13日

2023年7月14日～

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

第7章 雑則  
(略)

別記～附則 (略)

第1章～第2章 (略)

第1条～第4条 (略)

第3章 契約

第5条～第9条 (略)

(発信番号通知)

目次 (略)

第1章～第6章 (略)

第7章 データの取扱い

第18条の2 データに関する責任

第18条の3 データの確認・複製

第18条の4 データの削除

第18条の5 データのバックアップ

第8章 雑則  
(略)

別記～附則 (略)

第1章～第2章 (略)

第1条～第4条 (略)

第3章 契約

第5条～第9条 (略)

(発信番号通知)

～2023年7月13日

2023年7月14日～

第10条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る通信については、発信元のIP電話番号を着信先へ通知します。ただし、第15条に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4、[カテゴリー5](#)、[カテゴリー6](#)及びカテゴリー7に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知します。

2 (略)

第11条～第14条 (略)

#### 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みと同時に請求があったときは、以下に掲げる付加機能を提供します。

区 分	提 供 条 件
番号追加機能	(略)
ID利用機能	(略)
IP Voice番号通知機能	(略)
この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teamsお試し利用契約に係るIP電話番号から行う通話について、そのIP電話番号に替えて指定のIPセントレックス番号（この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第	

第10条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る通信については、発信元のIP電話番号を着信先へ通知します。ただし、第15条に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4、カテゴリー7及び[カテゴリー8](#)に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知します。

2 (略)

第11条～第14条 (略)

#### 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みと同時に請求があったときは、以下に掲げる付加機能を提供します。

区 分	提 供 条 件
番号追加機能	(略)
ID利用機能	(略)
IP Voice番号通知機能	(略)
この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teamsお試し利用契約に係るIP電話番号から行う通話について、そのIP電話番号に替えて指定のIPセントレックス番号（この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第	

～2023年7月13日	2023年7月14日～
<p>6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ5を除きます。)、カテゴリ-4、<u>カテゴリ-5、カテゴリ-6及びカテゴリ-7</u>に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p>	<p>6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ5を除きます。)、カテゴリ-4、<u>カテゴリ-7及びカテゴリ-8</u>に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p> <p><u>通話録音自動テキスト化機能</u></p> <p><u>音声通話の自動録音及びテキスト化を行い、そのデータを当社の電気通信設備に保存する機能</u></p> <p>(1)当社は、1のIDごとにこの機能を提供します。</p> <p>(2)この機能を利用する <u>Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約</u>に係るMicrosoft Teamsを利用したダイヤルアウト通信 (内線通話 (同一の <u>Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約</u>に係る <u>Microsoft Teams</u> を介して行う相互間の音声通信をいいます。)を除きます。)において、この機能を提供します。</p> <p>(3) <u>この機能における通話録音音声データ及びテキスト化データのご利用に当たっては、その利用態様に応じ、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の費用と責任において、発信者及び着信者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために、必要な措置を講じていただく必要があります。</u></p>

～2023年7月13日

2023年7月14日～

2 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から付加機能（I P V o i c e 番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、当社の I P 通信網サービス契約約款共通編第 18 条（付加機能の提供）のほか、その Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が第 6 種シェアード I P – P B X 契約者（カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3（タイプ 5 を除きます。）、カテゴリー 4、カテゴリー 5、カテゴリー 6 及びカテゴリー 7 に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

第 15 条の 2 （略）

第 5 章 ～ 第 6 章 （略）

第 16 条～第 18 条 （略）

2 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から付加機能（I P V o i c e 番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、当社の I P 通信網サービス契約約款共通編第 18 条（付加機能の提供）のほか、その Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が第 6 種シェアード I P – P B X 契約者（カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3（タイプ 5 を除きます。）、カテゴリー 4、カテゴリー 7 及びカテゴリー 8 に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

第 15 条の 2 （略）

第 5 章 ～ 第 6 章 （略）

第 16 条～第 18 条 （略）

## 第 7 章 データの取扱い

### (データに関する責任)

第 18 条の 2 当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの利用により生成、提供されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### (データの確認・複製)

第 18 条の 3 当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全又は

～2023年7月13日

2023年7月14日～

Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用することができます。

(1) 統計化に利用する情報：通話録音音声データ及びテキスト化データ

(2) 統計データの利用目的：Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの使用状況の計測及び当社が提供する新規コミュニケーションサービス開発、サービス機能向上。ただし、当社は統計データを Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者及び発信元が識別されることのないように取り扱うものとします。

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

(データの削除)

第 18 条の 4 当社は、第 23 条（サービスの廃止）による Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの廃止のほか、第 13 条（当社が行う Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除）による契約の解約があったとき、又は契約の期間の満了により Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第 18 条の 5 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。

～2023年7月13日

2023年7月14日～

第7章 雑則

第19条～第23条 (略)

別記 (略)

2 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

3 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第8章 雑則

第19条～第23条 (略)

別記 (略)

附 則 (令和5年7月13日 CAS1第000400001193-01号)

この改正規定は、令和5年7月14日から実施します。